

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成25年9月13日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 中道リース株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上鬼柳ショッピングセンター 北上市鬼柳町都鳥190番地2

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成25年8月1日

(5) 変更の理由 店舗名称の決定及び小売業者の変更のため

2 届出年月日 平成25年8月9日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所